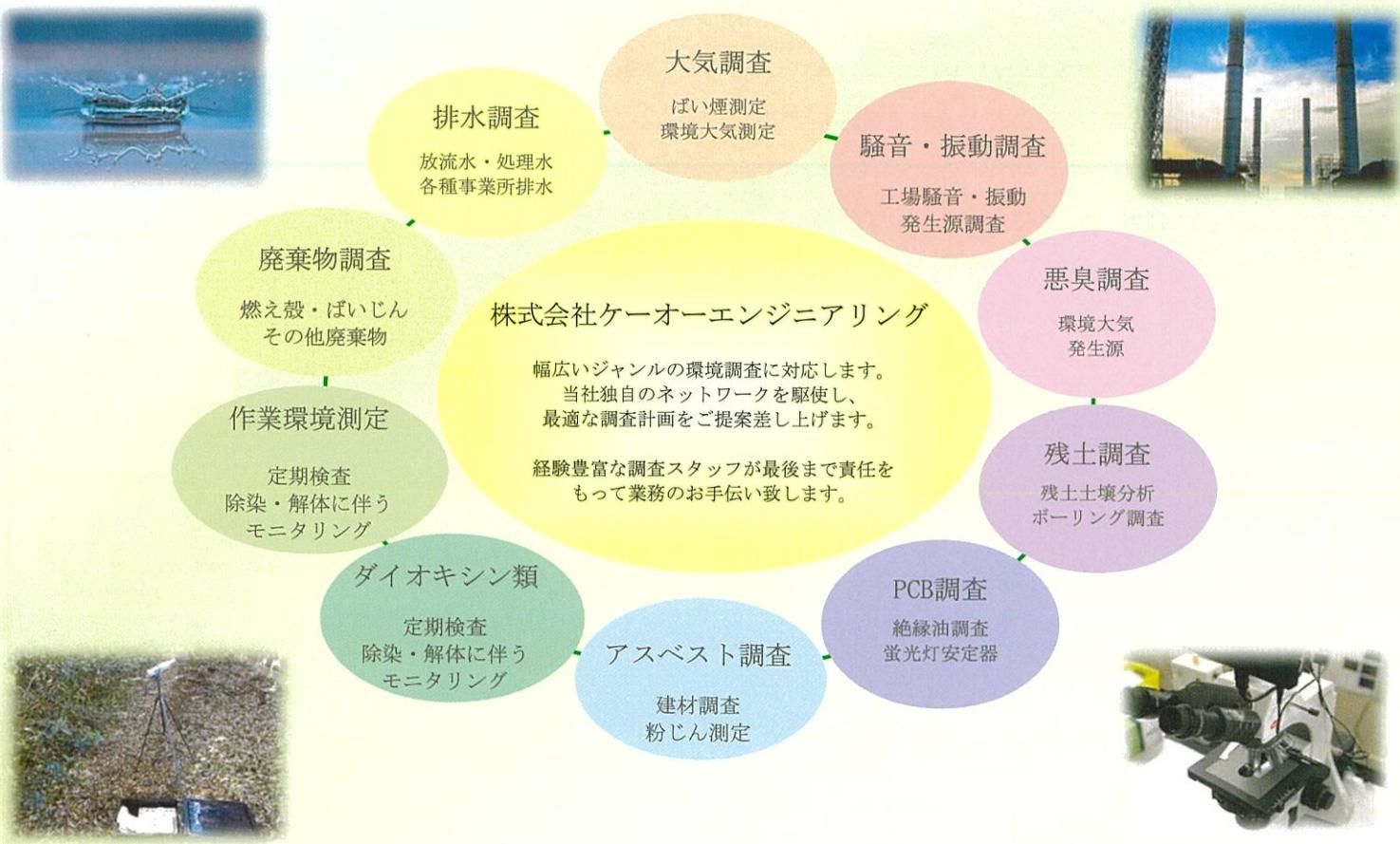


【業務概要】

株式会社ケーオーエンジニアリングは、環境に係る調査・分析を行っています。



株式会社ケーオーエンジニアリングの業務

①環境計量証明事業

主にばい煙調査を中心とした大気汚染調査を行ってきました。

近年、最新分析機器の導入及び同業他社様との独自に築いたネットワークにより、多種多様な調査に対応できるようになりました。

②人材派遣

同業他社様を中心に、人材派遣業務を行っております。

長期派遣のみならず、1日からのスポット派遣にも対応しております。

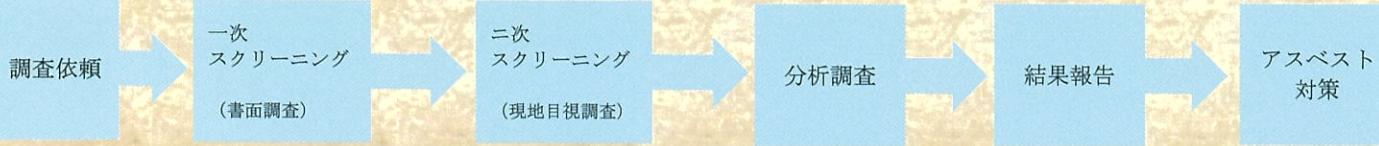
どのような業務でもお手伝いさせていただきます。

③業務仲介

調査・分析だけではなく、その後の調査や対策、処理までのお手伝いを積極的にさせていただきます。

経験豊かな調査スタッフが業務を最後までお手伝い致します。

※ アスベスト調査に力を入れています。※



当社はこれら一連の流れ全てに対応します。
また、アスベスト除去業者の紹介や、除去作業中の環境モニタリングにも対応します！
アスベストの調査は当社へお任せください。

・事業活動に伴う施設稼働状況の維持管理のための主な調査

騒音・振動に係る基準値

騒音に係る基準値（特定工場・事業場）敷地境界における基準値

時間の区分	昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時・ 19時～22時	夜間 22時～翌6時
区域の区分			
第1種区域	45dB	40dB	40dB
第2種区域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	55dB

振動に係る基準値（特定工場・事業場）敷地境界における基準値

時間の区分	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌8時
区域の区分		
第1種区域	65dB	55dB
第2種区域	70dB	65dB

*注) 各時間及び基準値は自治体等により違います。

廃棄物焼却炉に係る基準値

項目	対象施設の規模 (焼却能力)	一般地域	特別区等	酸素換算値
ばいじん	400kg/h以上	0.04	0.04	12
	2000kg/h以上 4000kg/h未満	0.08	0.08	12
	2000kg/h未満	0.15	0.15	12
窒素酸化物	250	12		
	硫黄酸化物	K値規制 (地域別)	-	
	塩化水素	700	12	
ダイオキシン類 (新設基準値)	4t/h以上	0.1ng-TEQ/m ³ N	12	
	2~4t/h	1ng-TEQ/m ³ N	12	
	2t/h未満	5ng-TEQ/m ³ N	12	

《その他必要な主な調査》

【事業場】
・排ガス測定（ボイラー）・廃棄物分析・排水分析

【最終処分場の維持管理】
・排水分析・地下水調査・可燃性ガス分析等

【ビル管理・学校衛生管理】
・空気環境測定・飲料水分析・プール水検査等

【環境基準】
・環境大気調査・河川水水質調査・地下水調査
・騒音振動調査・土壤汚染調査・ダイオキシン類調査

臭気指数の規制基準値

臭気指数の規制基準値 (敷地境界線)
10～21

*その他地域別に物質濃度による規制があります。

・解体作業時に必要となる主な調査

＜産業廃棄物の処理に係る主な調査＞

アスベスト（建材）

アスベストの種類	判定基準
クリソダイル	重量の0.1%以下
クロシドライト	
アモサイト	
アンソフィライト	※0.1%を超えた場合の処理区分 ・レベル1,2: 廉石綿等（特別管理産業廃棄物）
トレモライト	・レベル3: 石綿産業廃棄物
アクチノライト	

*その他石綿が付着しているおそれのある用具又は器具も対象となります

燃え殻・ばいじん等基準値

分析項目	基準値	単位
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/L
水銀又はその化合物	0.005	mg/L
カドミウム又はその化合物	0.09	mg/L
鉛又はその化合物	0.3	mg/L
六価クロム化合物	1.5	mg/L
砒素又はその化合物	0.3	mg/L
セレン又はその化合物	0.3	mg/L
1,4-ジオキサン	0.5	mg/L
ダイオキシン類	3	ng-TEQ/g

＜作業方法の選定に係る主な調査＞

①作業環境測定結果に基づき選定される管理区域の区分

	A測定値		
	第一評価値< 2.5pg-TEQ/m ³	第二評価値≤ 2.5pg-TEQ/m ³ ≤第一評価値	3.75pg-TEQ/m ³
B測定値	2.5pg-TEQ/m ³ 未満	第1管理区域	第2管理区域
	2.5pg-TEQ/m ³ 以上 3.75pg-TEQ/m ³ 未満	第2管理区域	第3管理区域
	3.75pg-TEQ/m ³ 以上	第3管理区域	第3管理区域

②管理区域の区分及び対象汚染物の濃度による管理区域の区分

	作業環境測定による管理区域の区分		
	第1管理区域	第2管理区域	第3管理区域
対象汚染物等の濃度	3000pg-TEQ/g未満	第1管理区域 (レベル1)	第2管理区域 (レベル2)
	3000pg-TEQ/g以上 4500pg-TEQ/g未満	第2管理区域 (レベル2)	第3管理区域 (レベル3)
	4500pg-TEQ/g以上	第3管理区域 (レベル3)	第3管理区域 (レベル3)

*1 汚染状況が判明しない場合: レベル3

*2 高濃度汚染物を常時取り扱う作業: レベル4

	作業環境測定による管理区域の区分		
	第1管理区域	第2管理区域	第3管理区域
ガス体の測定値	1pg-TEQ/m ³ 未満	第1管理区域	第2管理区域
	1pg-TEQ/m ³ 以上	第2管理区域	第3管理区域

炉等内における灰出し・清掃・保守点検等の作業

調査対象	アスベスト基準値（大気中）		
	区分	基準値	
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下		
排水	10pg-TEQ/L以下		
廃棄物	3ng-TEQ/g以下		
土壤	1000pg-TEQ/g以下		